

憲法

巻 美矢紀（千葉大学教授）

市民団体に属する X は、私鉄の駅前広場で、無許可で現政権を批判するビラを配布していた。そこに、上記駅の管理者から通報を受けた警察官 A が駆けつけ、ビラ配布を中止するよう警告したが、これに従わなかったため、中止させようとして X の腕をつかんだ。これに対し、X は A の腕をふりきり、それを契機に、A とみあいになり、A は転倒した。人身事故で執行猶予期間中の X は、公務執行妨害罪の罰金刑により執行猶予が取り消され、1 年の懲役に服することになった。

X の服役中、衆議院議員総選挙が実施されたが、欠格事由として受刑者であることを定める公職選挙法 11 条 1 項 2 号により、X は投票することができなかった。そこで X は、精神的苦痛を受けたとして、国家賠償請求訴訟を提起した。

上記懲役刑の適法性・合憲性を前提として、上記事案に含まれる憲法上の問題について論じなさい。

行政法

大脇成昭（熊本大学准教授）

輸入雑貨店経営者 X は A 国内で製造・販売されている袋入りのキャンディ 500 袋、合計約 25kg（以下、「本件食品」という）を販売目的で同国から輸入するため、検疫所長 Y に対して食品衛生法 27 条にしたがい、食品等輸入届出書を提出した（同法に定める厚生労働大臣の権限は同法 70 条を根拠に検疫所長に委任されている。また食品等「輸入届出書」の詳細は同法施行規則 32 条に定めがある）。これに対して Y は同法 26 条 3 項に基づく命令を発した上で実施した登録検査機関による検査の結果から、本件食品に着色料として含まれる添加物 B が、指定添加物（同法施行規則 12 条により同規則「別表第一」にリスト化されている）や、既存添加物（平成 8 年 4 月 16 日厚生省告示第 120 号に基づき同様にリスト化されている）など、同法 10 条に基づき日本国内で販売等が認められている添加物のいずれにもあたらないものであると判断した。そして「……本件食品は食品衛生法 10 条に違反するので積戻し又は廃棄されたい。」との記載がある通知書（以下、「本件通知」という）を X に送付した。なお、このような通知は食品衛生法には定めがなく、厚生労働省の内部規範である「輸入食品等監視指導業務基準」（以下、「本件基準」という）によるものである。また本件基準によれば同法に違反しない食品等に対しては「届出済証」が交付されることになっている。

X は、A 国では以前より広く販売されている本件食品が有害であるはずはなく、食品衛生法上も適法なものであると確信している。そこで X は、法令の直接的根拠がない本件通知に従う義務はないと考えた。しかし本件通知があるためにこの先、関税法 67 条に基づく税関長の輸入許可を申請しても、それを得ることができないと考え、X は様々な訴訟類型を検討した結果、本件通知を処分と見て、その取消しを求める訴えを提起することにした。この場合、本案前の争点として X の立場から、本件通知に処分性があるとの主張につき、参照条文に則して論じなさい。

【参照条文】食品衛生法

第 10 条 人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物……並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第 26 条③ 厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、生産地の事情その他の事情からみて……第 10 条に規定する食品に該当するおそれがあると認められる食品、添加物、……を輸入する者に対し、当該食品、添加物、……について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

第 27 条 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

第 70 条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、検疫所長に委任することができる。

食品衛生法施行規則

第 12 条 法第 10 条の規定により人の健康を損なうおそれのない添加物を別表第一のとおりとする。

第 32 条 法第 27 条……に規定する者……は、……輸入届出書に次に掲げる事項……を記載して、貨物の到着予定日の 7 日前の日以降……に、……検疫所の長に提出しなければならない。〔略〕

一 氏名及び住所〔以下略〕

法学教室 444 号 演習・問題文

関税法

第 67 条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格……その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

第 70 条① 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの……を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

② 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第 67 条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

③ 第 1 項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

民法

占部洋之（関西大学教授）

金型の製造・販売を営む A 社は、B 社との間で、金型の製造委託に関し、平成 23 年 4 月 15 日、取引基本契約（本件取引基本契約）を締結した。同契約において、基本契約及び個別契約によって生ずる一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないとの特約（本件譲渡禁止の特約）がなされていた。

C 銀行は、平成 27 年 11 月 16 日、A に対し、営業資金として、5000 万円を貸し渡した。

C は、この貸付に際して、A との間で、A が C に対して負担する一切の債務の担保として、次の内容の債権（本件目的債権）を C に譲渡する旨の債権譲渡担保設定契約（本件契約）を締結した。

債権者 A 社 債務者 B 社

債権 債権者が債務者との間の本件取引基本契約に基づき、（ア）平成 27 年 11 月 16 日現在有する金型売掛代金債権、（イ）同日から 5 年の間に取得する金型売掛代金債権

本件契約においては、A が C に対して負担する債務の弁済期が到来して、C が第三債務者である B に対し譲渡担保の実行を通知するまでは、A が、その計算において B から本件目的債権の弁済を受けることができるものとされていた。

A は、B に対し、平成 28 年 1 月 18 日、確定日付のある内容証明郵便をもって、債権譲渡担保設定通知をし、同通知は同月 19 日に B に到達した。同通知には、「A は、同社が B に対して有する債権につき、C を権利者とする譲渡担保を設定いたしましたので、民法第 467 条に基づいて御通知申し上げます。C から B に対して担保実行の通知がなされた場合には、この債権に対する弁済を C に行って下さい」と記載されていた。

A は、平成 28 年 12 月 9 日、C に対する貸金返還債務について期限の利益を失った。その時点で、本件取引基本契約に基づき、B に対し、金型売掛代金債権 1200 万円（本件売掛代金債権）が発生しており、その弁済期は既に到来していた。そこで、C は、B に対し、平成 28 年 12 月 10 日到達の書面をもって、本件契約について譲渡担保の実行を通知した。同書面に確定日付はなかった。

D 社は、本件売掛代金債権全額の差押えを申し立て、これを認容する債権差押命令が、B に対して平成 28 年 12 月 11 日に送達された（本件差押え）。

E 社は、A に対し、既に弁済期にある請負代金債権を有していたが、この債権を回収するため、代物弁済として本件売掛代金債権の譲渡を求め、これを受けて、A は、B に対し、平成 28 年 12 月 11 日に到達した確定日付のある内容証明郵便をもって、本件売掛代金債権の譲渡を通知した。E は、本件譲渡禁止の特約の存在を知らず、そのことについて過失もなかった。

以上の事実を前提にして、以下の問いに答えなさい。なお、各問いは独立した問いである。

（問い 1）C は、D に対し、本件差押えの排除を求めることができるか。

（問い 2）もし、C が、B に対し、平成 28 年 12 月 10 日到達の書面をもって、本件契約の合意解除を通知していれば、B・D・E 三者間の法律関係はどうなるか。

（問い 3）真の債権者を確知することができなかった B が、本件売掛代金債権につき、被供託者を A・C・E とする供託をした場合、

(1)本件譲渡禁止の特約の存在を知っていた C はこの供託金の還付請求権を有するか。

法学教室 444 号 演習・問題文

(2)もし、Cが、Bに対し、平成28年12月10日到達の書面をもって、本件契約の合意解除を通知していれば、DとEの法律関係はどうなるか。

商法

笠原武朗（九州大学准教授）

P 株式会社は婦人用衣類の企画・製造・販売を業とする会社であり、創業者である A が唯一の取締役となっていた。もともと A は P 社の発行済株式 200 株のすべてを保有していたが、一時期経営難に陥った P 社の事業資金を捻出するために、洋品店チェーン「鷹がある」を営む知人 B に対してそのうち 150 株を売却した。その際、B の求めにより、P 社製品のうち「1^{ワン}ダフル」ブランド商品は「鷹がある」各店舗のみで販売することとされた。

以後、B は基本的には P 社の経営に関与せず、毎年 5 月頃に定時株主総会という形をとって A と会い、前事業年度の決算の報告を受ける程度であった。

「1^{ワン}ダフル」ブランド商品の人気が徐々に高まってきたために、A は P 社の事業の拡大をもくろみ、X 年 5 月、B に対して「1^{ワン}ダフル」ブランド商品の販路拡張を打診し、さらに P 社の旧ブランド「^{あつこ}熟子」の復活についても提案した。しかし、いずれについても B の返答は否定的であった。このやりとりを契機に、A は B に P 社株式の多数を押しえられている現状の変更を強く望むようになった。A は B に P 社株式の買戻しを打診したが拒否されたため、P 社において新株発行を行い、B の持分比率を下げることにした。

X 年 7 月、A は B に無断で、P 社の募集株式の発行等として自己に対して発行可能株式総数の枠内で 300 株の新株発行を行い、その払込みをなし、資本金及び発行済株式総数の増加の登記も行った（「本件新株発行」）。その後、例年通り、X+1 年 5 月に A は B と会合を持ったが、その際、A は本件新株発行については何も触れなかった。X+2 年 4 月、A は再度 B に対して P 社の事業拡大について打診したが、B はまた拒否し、さらには取締役としての任期満了が迫る A を再任しないことをほのめかした。そこで A は B に対して初めて本件新株発行について告げたいので、翌 5 月、招集手続をとって P 社の定時株主総会を開催した。その総会において、A は自己の保有株式は 350 株であり、B の保有株式は 150 株であるとして、B の反対を押し切り、A を取締役を選任する決議を行った（「本件決議」）。

本件新株発行と本件決議の効力について検討しなさい。

民事訴訟法

加藤新太郎（中央大学教授）

XがYを被告として提起したXY間で締結された売買契約に基づく売買代金500万円の支払を求める訴えにおいて、本人訴訟で臨んだYはXY間の売買契約の存在を否認したが、Xの請求を認容する判決が言い渡された（前訴）。Yは、弁護士から、「証拠上Xに騙されてこの契約を締結したと主張することもできたはずである」との助言を得たが、控訴期間を徒過して前訴判決は確定した。Yは、弁護士の助言に基づいて、XY間の売買契約につき詐欺取消しを主張することによって、Xによる強制執行を回避したいと考え、Xを被告として訴え（後訴）を提起することにした。

(1) この場合、Yは、Xを被告として、どのような後訴を提起すればよいか。

(2) 後訴において、原告Yが「XY間の売買契約は、Xに騙されて締結したものであるから、これを取り消す」と主張したところ、被告Xは「原告Yが『XY間の売買契約の詐欺取消し』を主張することは許されない」と反論した。①この被告Xの反論はどのような理由に基づくものか。また、②この被告Xの反論に対して、原告Yはどのように再反論すればよいか。

刑法

十河太朗（同志社大学教授）

Xの友人のYは、いよいよ所持金が底をついたため、わざと軽い罪で捕まって刑務所に服役し生活費を浮かそうと考えた。Yは、Aホテルを訪れ、知人のZを見かけたので、Zの鞆を持ち去り、Aホテルから約50m離れたところにある交番に届けて自首することにした。Yは、以前にもZに迷惑をかけたことがあり、申し訳ないと思ったが、どうせZの鞆に高価な物が入っていないだろうし、鞆はその日のうちにZの手元に戻るだろうと考えた。そこに通りかかったXは、Yの様子を見て、Yが生活費を稼ぐためにZの鞆を盗もうとしていると思った。そこで、Xは、Yの知らないところでYの犯行を手助けしてやろうと考え、誰かがYの犯行を阻止しないよう見張りをすることにした。

Yは、Zが鞆を足元に置いて電話している際にZの鞆を持ち去った。Xは、近くでその様子をずっと見ていた。周囲には客らが数人いたが、誰もYがZの鞆を持ち去ったことには気づかなかった。

Aホテルでは、このところ詐欺や置き引き等の事件が連続して発生していたため、私服警察官のPが警戒に当たっていた。YがZの鞆を持って出口の方に約10m歩いたとき、Pが歩いてきた。すぐにPが私服警察官であることが分かったXは、Pが挙動不審のYを見たら職務質問をするだろうと思い、それを阻止するため、「久しぶり」などと適当に声をかけ、Pをその場にとどめた。その間に、YはAホテルを出た。

Zは、自分の鞆がなくなっていることに気づき、近くにいたXに対し、慌てて「私の鞆、知りませんか」と尋ねた。Xは、Zの勢いに押されて、つい「男が鞆を持ってホテルから出ていきました」と答えた。Zは、Xに礼を言って男を追いかけ、Aホテルから約20m離れた場所でYを発見し、「お前だったのか。返せ」と言って、Yが持っていたZの鞆を取り返した。

X、YおよびZの罪責を論じなさい。

刑事訴訟法

三好幹夫（上智大学教授・弁護士）

X は、強制わいせつ罪の現行犯人として警察官に逮捕された。この逮捕では、現行犯逮捕の要件は欠けていたものの、緊急逮捕の要件は備わっていたことが判明した。

問 1 警察から送致を受けた検察官は、X につき、現行犯逮捕に引き続き勾留請求をした。裁判官は、勾留することができるか。

問 2 警察から送致を受けた検察官は、逮捕手続に問題があることに気づき、X を一旦釈放した後、改めて逮捕状の発付を得て、同一の被疑事実で通常逮捕をし、勾留請求をした。裁判官は、勾留することができるか。

問 3 前問で通常逮捕をした検察官は、強制わいせつ罪の被害者が告訴しない意向が固いため、同罪では勾留請求をしないことにしたが、X に新たに別件詐欺の余罪が判明した。検察官は、この詐欺罪を被疑事実として勾留請求できるか。被害者の告訴が得られ、強制わいせつ罪と併せて勾留請求するのであればどうか。

問 4 問 2 で通常逮捕をした検察官は、X につき、被害者の告訴を得て、強制わいせつ罪で勾留した上、公訴を提起した。引き続き、X は、別件詐欺の余罪で逮捕、勾留された。その後、同強制わいせつ被告事件の弁護人に選任された A が X との接見を申し出たところ、担当検察官は、前記詐欺の余罪についての捜査の必要を理由に接見日時の指定をした。この指定は許されるか。

問 5 前問の弁護人 A が保釈を請求した場合、裁判官は、権利保釈の可否を判断するに当たり、身柄不拘束の余罪である詐欺に関し罪証隠滅のおそれがあることを考慮することができるか。